

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年1月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900087号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1900013号

第1 結論

平成6年*月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年*月から同年3月まで

国民年金の加入手続については覚えていないが、20歳になった平成6年*月頃、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたと思う。しかし、同年4月1日に就職することが決まっていたため、納付しないままにしていたところ、入社した会社の研修において、厚生年金保険の加入手続のために年金手帳を提出する必要があるが、国民年金保険料が未納のままでは、年金手帳を受け付けないと言われたので、母に依頼して、同年4月に請求期間の*か月分の保険料をまとめて納付してから、会社に年金手帳を提出した。

会社には年金手帳だけを提出し、母から渡された請求期間に係る国民年金保険料の領収書は私が保管していたが、現在は当該領収書を所持していない。

請求期間の国民年金保険料を納付したことは確かなのに、当該期間が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間直後に就職することが決まっていたため、請求期間の国民年金保険料を納付しないままにしていたところ、入社した事業所の研修において、入社前の国民年金保険料が未納のままでは、年金手帳を受け付けられないと言われたため、母親に依頼して当該期間の保険料を平成6年4月に納付してもらったと主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者が当該期間の保険料の納付を依頼したとする母親は、平成6年4月初めにA市役所で*か月分の保険料をまとめて納付したことだけは覚えているとしているものの、納付書の様式や納付した保険料の額などは記憶していないと述べており、A市も、請求者に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成6年7月6日に、国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金被保険者期間は請求期間のみであることから、当該納付書は請求期間に係るものと考えられ、請求期間に未納期間があったことがうかがえる。

なお、請求者が請求期間直後である平成6年4月1日に入社した事業所に照会したもの、同事業所は、請求期間当時に、新入社員に対して、入社前の国民年金保険料が未納のままだと年金手帳を受け付けられない旨の指導を行っていたか否かは不明と回答している上、請求者と同様に平成6年4月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のうち、請求者と同様に入社時に20歳以上であった複数の者の年金記録からも、請求者が入社時に受けたという国民年金保険料に係る指導を裏付けられる事情を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。